審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管課　　産業政策課

法　令　名	商工会議所法	法令の番号	昭和２８年法律第１４３号
手　続　名	商工会議所の合併の認可	根 拠 条 項	第６０条の２第２項

審査基準

商工会議所の合併の認可基準は、次のとおりである。
なお、商工会議所法施行令第７条により、下記の経済産業大臣の権限は、知事に委任されている。

法第６０条の２第３項
３　経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会議所が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。
一　第２７条第２項各号に掲げる要件に適合すること。
二　新商工会議所が第８条第３項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会議所の事業が合併前の商工会議所の事業に比して著しく効率的なものとなること。

法第２７条第２項
２　経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会議所が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。
一　設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
二　その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。
三　その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。
四　設立しようとする商工会議所が第８条第３項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間　１４日	目次	２６
						標準経由期間　日	ＮＯ	